

「三重県まん延防止等重点措置の適用に伴う重点措置区域の飲食店等事業者への要請について」

頂上の見えない感染拡大において、可能な対策は全て行い、医療提供体制を確保し、命を守るため、政府に対し、「まん延防止等重点措置」の定期用を要請し、8月17日（火）、政府対策本部において三重県に適用が決定されることとなりました。

明和町は「重点措置区域」に該当しているため以下の取組についても要請が出ております。ご対応よろしくお願ひいたします。

●重点措置区域の事業者への要請

- ・飲食店において営業時間を20時としていただくよう要請します。
- ・飲食店において酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わないよう要請します。
- ・飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請します。
- ・飲食店において「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や感染防止対策（マスク、趣旨消毒など）を行わない方の入場を避けていただく」「マスク着用の呼びかけ」「換気の徹底」といった特措法施工令第5条の5各号に掲げられた感染防止対策を実施してください。
- ・食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場においては、営業時間を20時までとし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わないよう要請します。また、カラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請します。ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）において結婚式を行う場合も同様としてください。
- ・デルタ株への置き換わりが進み急速に感染が拡大する中、大規模商業施設において、売場が密となるなど混乱が生じないように、人数管理、人数制限、誘導など入場者の整理当を行うよう要請します。
- ・建築物の床面積が1,000平方メートルを超える劇場・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）・運動施設・遊興施設・物品販売業・サービス業（生活必需物資、サービスを除く）等の施設においては、人流の抑制、接触機会の低減のため、営業時間を20時までとしていただくよう要請します。
- ・百貨店の食品売り場など密になることが想定される売り場等について、施設管理者において、人数管理、人数制限、誘導など入場者の整理等を行うよう要請します。
- ・建築物の床面積が1,000平方メートルを超える大規模な集客施設において、店舗での飲食につながる酒類の提供について、可能な限り控えていただくよう検討をお願いいたします。

●参考資料

- ・三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>

- ・三重県まん延防止等重点措置～県民の皆様の命と検討を守るために～令和3年8月17日

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000973092.pdf>